

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（単元未満株式の買取請求の取次ぎ）</p> <p>第65条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の買取請求（会社法第192条第1項の規定による請求をいう。以下この節において単に「買取請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合であつて、当該買取請求が次に掲げる要件を満たすときは、第3項から第7項までの規定により、発行者に当該買取請求を取り次がなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為（以下この款において「株式併合等」という。）が行われる場合であつて、それぞれに掲げる日までに買取価格（会社法第193条第1項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。）が決定しないときは加入者から買取請求の撤回の申出があつたものとみなすことについて当該加入者が同意していること</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 合併（当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。） <u>株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日</u></p> <p>ニ 株式交換（当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。） <u>株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日</u></p>	<p>（単元未満株式の買取請求の取次ぎ）</p> <p>第65条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の買取請求（会社法第192条第1項の規定による請求をいう。以下この節において単に「買取請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合であつて、当該買取請求が次に掲げる要件を満たすときは、第3項から第7項までの規定により、発行者に当該買取請求を取り次がなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為（以下この款において「株式併合等」という。）が行われる場合であつて、それぞれに掲げる日までに買取価格（会社法第193条第1項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。）が決定しないときは加入者から買取請求の撤回の申出があつたものとみなすことについて当該加入者が同意していること</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 合併（当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。） <u>金融商品取引所における上場廃止日の前営業日</u></p> <p>ニ 株式交換（当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。） <u>金融商品取引所における上場廃止日の前営業日</u></p>

ホ 株式移転（当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。） 株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日

へ （略）

(3) （略）

2～8 （略）

（単元未満株式の売渡請求の取次ぎ）

第70条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の売渡請求（会社法第194条第1項に規定する単元未満株式売渡請求をいう。以下この款において単に「売渡請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該売渡請求が次に掲げる要件を満たすときは、第3項から第8項までの規定により、発行者に対し、当該売渡請求を取り次がなければならない。

(1) （略）

(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為（以下この款において「株式併合等」という。）が行われる場合であって、それぞれに掲げる日までに売渡価格（会社法第194条第4項において準用する同法第193条第1項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。）が決定しないときは加入者から売渡請求の撤回の申出があったものとみなすことについて当該加入者が同意していること

イ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の併合 株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日

ロ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の分割 株主確定

ホ 株式移転（当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。） 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

へ （略）

(3) （略）

2～8 （略）

（単元未満株式の売渡請求の取次ぎ）

第70条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の売渡請求（会社法第194条第1項に規定する単元未満株式売渡請求をいう。以下この款において単に「売渡請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該売渡請求が次に掲げる要件を満たすときは、第3項から第8項までの規定により、発行者に対し、当該売渡請求を取り次がなければならない。

(1) （略）

(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為（以下この款において「株式併合等」という。）が行われる場合であって、それぞれに掲げる日までに売渡価格（会社法第194条第4項において準用する同法第193条第1項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。）が決定しないときは加入者から売渡請求の撤回の申出があったものとみなすことについて当該加入者が同意していること

イ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の併合 株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日

ロ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の分割 株主確定

日の前営業日から起算して4営業日前の日

ハ 合併（当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。） 株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日

ニ 株式交換（当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。） 株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日

ホ 株式移転（当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。） 株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日

へ （略）

(3) （略）

2～9 （略）

日の前営業日から起算して3営業日前の日

ハ 合併（当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。） 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ニ 株式交換（当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。） 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ホ 株式移転（当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。） 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

へ （略）

(3) （略）

2～9 （略）

## 2. 附 則

この改正規定は、令和元年7月16日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年 8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（単元未満株式の買取請求の取次ぎの要件）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（単元未満株式の買取請求の取次ぎの要件）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日（<u>前項第1号又は第2号の場合に限る。</u>）又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日（<u>同項第3号の場合に限る。</u>）とする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（単元未満株式の売渡請求の取次ぎの要件）</p> <p>第90条 （略）</p> <p>2 規程第70条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して<u>4</u>営業日前の日とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（単元未満株式の売渡請求の取次ぎの要件）</p> <p>第90条 （略）</p> <p>2 規程第70条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して<u>3</u>営業日前の日（<u>前項第1号又は第2号の場合に限る。</u>）又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日（<u>同項第3号の場合に限る。</u>）とする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（払込金の振込時期）</p> <p>第346条 規程第267条第1項に規定する払込金の振込みは、<u>原則として</u>、機構加入者が機構に対し同第265条第1項の請求又は同条第7項の通知</p>	<p>（払込金の振込時期）</p> <p>第346条 規程第267条第1項に規定する払込金の振込みは、機構加入者が機構に対し同第265条第1項の請求又は同条第7項の通知をした日の午</p>

をした日の午前中に行うものとする。

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第347条 (略)

2 規程第268条第1項の通知は、原則として、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して3営業日後の日に行うものとする。

3・4 (略)

5 規程第268条第9項に規定する記載又は記録は、原則として、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して4営業日後の日に行うものとする。

6 (略)

前中に行うものとする。

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第347条 (略)

2 規程第268条第1項の通知は、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して3営業日後の日に行うものとする。

3・4 (略)

5 規程第268条第9項に規定する記載又は記録は、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して4営業日後の日に行うものとする。

6 (略)

## 2. 附 則

この改正規定は、令和元年7月16日から施行する。

以 上